

一者応札・応募に係る改善方策について

平成 22 年 3 月
国立大学法人広島大学

国立大学法人広島大学では、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を実施してきたところある。

しかし一方で、一般競争入札を実施した結果、一者応札・応募となっている事例が見受けられるため、さらなる競争性の確保の観点から、以下の取り組みを行うこととする。

記

1. 十分な公告期間の確保

本学では、入札公告期間を原則として10日以上（政府調達協定の対象となるものは原則50日以上）としており、適切な期間を確保している。より競争性を確保するための自主的措置として、物品・役務に係る企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、原則として20日以上公告・公募期間を確保することとする。

また、最低価格落札方式についても、構成内訳が多大な調達案件や必要要件が多い案件などは、調達内容に応じて十分な公告・公募期間を確保することとする。

2. 履行期間の十分な確保

特定の者に有利とならないよう、調達内容に応じた適切な履行期間を確保することとする。

3. 適切な仕様書等の作成

仕様書等の作成について、わかりやすく、必要最小限の仕様内容とし、競争性が確保されるよう、引き続き以下のとおり行うこととする。

- ① 仕様策定委員会において、仕様書等を作成するための趣旨・注意事項を説明し、競争性が確保されるよう留意する。
- ② 仕様書作成については、関係資料等を可能な限り多数の供給者から幅広く収集するよう留意する。
- ③ 競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる限り具体的でわかりやすいものとするよう留意する。
- ④ 仕様策定委員会の設置を省略した場合においても、仕様策定者から提出された仕様内容についても上記のことを確認し、競争性が確保されるよう留意する。